主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、頭書記載の執行停止申請却下決定はなんら申請がないのにな されたものであり、憲法の保障する適正な手続に反し不当に身柄を拘束するもので あるというのである。

しかしながら、少年保護事件の審判過程においてなされた決定につき、最高裁判 所に対し抗告をすることが許されるのは、少年法三五条所定の場合にかぎられるも のであるところ、本件抗告は右法条所定の場合にあたらないことが明らかであるか ら、本件申立は不適法であつて棄却を免れない。

よつて、少年審判規則五三条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四五年四月一五日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	松	本	正	雄
裁判官	田	中	=	郎
裁判官	下	村	Ξ	郎
裁判官	飯	村	義	美
裁判官	関	根	/]\	郷